（前のページより続き）

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　三
特殊法人等
共済組合定款の一部変更（農林水産省・林野庁）、厚生年金基金分割設立関係　三〇
会社その他　三一

省　令

○厚生労働省令第九十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条に基づき、医療施設調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療施設調査規則の一部を改正する省令

医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「保健所を設置する市」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下同じ。）」を、「都道府県知事」の下に「（指定都市の市長の管轄区域内の医療施設にあつては、当該指定都市の市長。次条第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「所管」を「管轄」に改める。

第十条第四項中「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　指定都市の市長は、第一項の規定により提出された調査票を審査整理し、都道府県知事の定める期限までに都道府県知事に提出しなければならない。

第十条の二第三項を削り、同条第二項中「その管轄区域内の」の下に「次に掲げる」を加え、「（前項の診療所を除く。）」を削り、「第四条第二項第一号及び第二号に掲げる区分」を「当該各号に定める区分」に、「前項」を「前二項」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第三項とする。

一　指定都市の市長の管轄区域内の病院　第四条第二項第一号ホ及びヘ

二　指定都市の市長の管轄区域外の病院　第四条第二項第一号

三　指定都市の市長、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長の管轄区域外の診療所　第四条第二項第二号

第十条の二第一項の次に次の一項を加える。

2　指定都市の市長は、その管轄区域内の病院（第四条第二項第一号ホ及びヘに掲げるものを除く。）及び診療所について、第四条第二項第一号及び第二号に掲げる区分に応じて、第六条第二項各号に掲げる事項を動態調査の調査票に記入し、毎月一日から月末までの分を取りまとめ、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第十一条第一項中「第十条第四項」を「第十条第五項」に、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第十三条第二項中「第十条第四項」を「第十条第五項」に、「第十条の二第二項」を「第十条の二第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　指定都市の市長は、天災事変その他の避けることのできない事故のため、第十条第四項又は第十条の二第二項に定める期限までに調査票を提出することができないときは、その旨を直ちに都道府県知事に報告しなければならない。

第十四条中「第九条並びに第十条の二第一項及び第二項」を「第九条及び第十条の二」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第九号を次のように改める。

九　削除

（独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第七号を次のように改める。

七　削除

（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第四条　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第七号を次のように改める。

七　削除

○農林水産省令第四十七号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、輸出水産業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

輸出水産業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令

輸出水産業の振興に関する法律施行規則（昭和二十九年農林省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第十一号中「第六十三条の五第九項第三号」を「第六十三条の五第十項第三号」に改める。

第八十四条中「第六十三条の五第七項」を「第六十三条の五第八項」に改め、同条第二号中「第六十三条の四第四項」を「第六十三条の四第五項」に改め、同条第三号中「第六十三条の五第六項」を「第六十三条の五第七項」に改める。

第八十六条第二号中「第六十三条の六第四項」を「第六十三条の六第五項」に改める。

附　則

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

○経済産業省・環境省令第五号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条の二並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第五条及び第六条の規定に基づき、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令及び温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正